

第26期東京都自然環境保全審議会
第4回計画部会
速記録

令和7年1月17日（金）午後2時00分～
都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

○神山計画課長 それでは、定刻になりましたので、第4回計画部会を開始いたします。

事務局を務めます環境局自然環境部計画課長の神山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日もウェブでの開催になりますので、あらかじめ注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境等の状況によっては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合がありましたら、事務局に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いになりますが、会議中は常にミュートの状態にしていただきますよう、お願いいたします。御発言になる場合は、Zoomの挙手機能を使用し、お知らせください。部会長が指名しましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、定足数について、御報告いたします。

本日は、荒井委員が欠席の御予定になっております。

また、上條委員が、現時点では、まだ御参加いただけていない状況です。御参加の予定だとお聞きしております。

そういうことで、現状、所属する委員、臨時委員、合わせて11名中9名の方に御出席いただいておりますので、規定により、会議は成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、2時間弱を予定しております。議論や御質問の状況によっては前後する場合もありますが、御了承をお願いいたします。

加えまして、本日は、オンラインでの傍聴者がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

それでは、一ノ瀬部会長、審議の開会をお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 皆さん、こんにちは。

これより、第26期自然環境保全審議会第4回計画部会を開催いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。

事務局は、傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

本日の審議案件は、諮問第486号「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針(仮称)

の策定について」、諮問第496号「国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について」になります。

初めに、事務局から、本日の議事の資料の確認をお願いします。

○神山計画課長 承知いたしました。

事前に送付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、諮問第486号に関しまして、資料1は「第4回計画部会における保護上重要な野生生物の戦略的保全方針に関する審議次第」です。資料2は、「戦略的保全方針の答申素案」になります。資料3は「戦略的保全方針策定に関する今後の予定」、別紙1は「第3回計画部会での委員からの主な御意見と「中間のまとめ」への反映」について、別紙2は「第156回自然環境保全審議会本審での委員からの主な意見と「中間のまとめ」への反映」について、別紙3は「戦略的保全方針のパブコメの主な御意見の要旨」になります。また、参考資料として、意見公募の結果についてもおつけしております。

次に、諮問第496号に関しまして、資料4「国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について」、資料5は「指定及び保全計画案」について、資料6「令和4年度自然環境調査結果（希少種位置図等抜粋）」になります。

また、会議次第と委員名簿も、それぞれつけております。

資料は、以上となります。

なお、諮問第496号につきましては、資料の中に希少種の生息情報が掲載されており、この内容が公表されますと、生息地への立入りや密猟等、希少種への影響が及ぶおそれがありますので、資料6は非公開といたします。非公開の資料につきましては、委員の皆様にもお配りしておりますので、取扱いについては御配慮をお願いいたします。また、当該資料に係る審議及び議事録についても、非公開になります。非公開資料の説明及び非公開資料に係る質疑応答については、傍聴用の映像・音声を一旦中断いたしますので、御承知おきください。

以上となります。

○一ノ瀬部会長 御説明いただき、ありがとうございます。

ただいま、事務局から、資料、審議及び議事録の取扱いについて、提案がございましたが、非公開部分も含め、よろしいでしょうか。

特に問題はないということかと思えます。

それでは、資料、審議及び議事録の取扱いについては、事務局案のとおりでいきたいと思えます。よろしくをお願いします。

まず、諮問第486号「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（仮称）の策定について」、審議を始めます。

本件につきましては、これまでも、6月と7月に計画部会で議論させていただいて、9月の本審議会でも御意見をいただき、10月から11月にかけて、都民意見の公募、つまり、パブコメを経て、検討を重ねてきた内容となります。本日は、これまでの検討経過を振り返りながら、本審議会へと提出する答申案として確認いただきたいと考えております。本審議会は、来月になります。

本日の進め方になりますけれども、まず、最初に事務局より説明いただき、次に、質疑・意見交換といきたいと思っております。

それでは、事務局から、御説明をお願いします。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 承知いたしました。

環境局自然環境部生物多様性戦略推進担当課長の犬野でございます。

初めに、資料1を御覧ください。画面でも共有させていただきます。

本日の次第につきまして、御説明いたします。

まず、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針について、前回の計画部会から「中間のまとめ」作成までの御報告として、昨年7月に実施いたしました第3回計画部会と9月に実施いたしました第156回本審議会における委員からの主な御意見と「中間のまとめ」への反映の報告をいたします。続いて、10月から11月にかけて実施いたしましたパブリックコメントにおける主な御意見について、御報告いたします。続いて、本年2月の審議会本審にて審議予定の答申素案、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針について、御説明いたします。最後に、方針の公表に向けた今後の予定について、御説明いたします。

続きまして、別紙1を御覧ください。昨年7月の計画部会での委員からの主な御意見を整理した資料でございます。

詳細な説明は割愛させていただきますが、前回は、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針の策定について（中間のまとめ）（素案）について、御意見を頂戴しております。いただいた御意見につきまして、反映を行いましたので、御報告いたします。

別紙1につきましては、以上でございます。

続きまして、第156回自然環境保全審議会における委員からの意見について、御説明いたします。別紙2を御覧ください。画面でも共有させていただいております。別紙2により、第156回自然環境保全審議会において委員からいただいた意見を踏まえ、資料や反映した内容

について、1点、抜粋して御説明いたします。

1 ページ目の中ほどを御覧ください。都心の中のまとまった緑を減らさず、逆につくっていくことに対する推進策をもう少し明記し、まとまった森や林を東京の中で都心部を含めてつくっていかうという姿勢を持つべきではないかと思う、土地を買い取って緑地にするなどの取組のような新たな緑づくりに関する記述を追記したほうがよいとの御意見をいただきました。こちらの意見を踏まえまして、「戦略4 都市における生態系の保全」等、一部、本文を修正いたしました。このほかにも様々な御意見をいただきましたが、時間の都合上、この場での説明は割愛させていただきます。

以上、第156回自然環境保全審議会における委員の皆様からの主な御意見と「中間のまとめ」への反映について、御説明申し上げます。

続きまして、別紙3にて、パブリックコメントにおける主な御意見と対応について御説明いたします。別紙3を御覧ください。画面でも共有いたします。「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針 パブコメの主なご意見の要旨と対応」でございます。なお、共有画面では、お手元の別紙3と併せ本文の修正箇所についても追加した投影用のスライドを用いまして、御説明してまいります。

1 ページ目でございます。パブリックコメントにつきまして、上部の記載のとおり、16名、1団体の方から、合計63件の御意見を頂戴いたしました。いただいた御意見につきましては、事務局にて対応を検討の上、庁内各局との調整を行っております。本日は、庁内の調整結果を踏まえた本文への反映状況について、御説明いたします。お時間の都合上、いただいた御意見のうち、追記や修正の対応を行った御意見の主なものとして3件、方針への賛同をいただいた御意見や今後の参考とさせていただく御意見のうち、主なものについて5件、御紹介いたします。

赤枠で示してございます1番目の御意見でございますが、都市環境における自然再生について、具体例の提示を行ったほうがよいとの御意見でございます。近年、井の頭や八王子の長池のかいぼりの一環で、埋土種子から絶滅したと思われていた植物種が復活したということがあり、いい具体例だと思われるので、コラムで取り上げてはどうかという御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえて、本文に井の頭池におけるコラムを追加いたしました。共有スライドで本文の該当箇所をお示しいたします。黄色のマーカーの部分が加筆修正した箇所でございます。本文の40ページ、「戦略4 都市における生態系の保全」の最後に、「市民活動による水辺の生態系の回復」というタイトルでコラムを追加してございます。

続きまして、2番目の御意見でございます。専門知・伝統知に基づく保全に関する御意見でございます。方針の文中には、「東京都には自然史情報を収集、蓄積、分析する博物館機能を有する専門施設がない」との指摘がなされているが、戦略5においても、単に情報を収集・蓄積していく旨の言及がなされているのみである、生物多様性センターのような機能を持たせた施設の設置や取組を行ってはいかがかというものでございました。いただいた御意見を踏まえまして、方針本文に追記いたしました。共有画面のスライドにて、2か所、本文の該当箇所をお示しいたします。1か所目は、本文の41ページ、「戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進」、「(1) 基本的な考え方」に、情報収集や発信とともに、保全活動など、具体的行動を促す拠点として、「(仮称) 東京都自然環境デジタルミュージアム」の整備及び東京都生物多様性推進センター等の連携を進めていく旨を記載してございます。2か所目でございます。本文42ページ、「戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の確保」、(2) ウ、科学的知見に基づく保全管理の実践と検証の取組の拠点として、自然環境デジタルミュージアムの整備を進めていく旨を追記してございます。

続きまして、3番目の御意見でございます。専門知・伝統知に基づく保全に関する御意見で、記録収集することだけでなく、伝統知・地域知に触れる体験会や講習会の開催、伝統知・地域知が実践されている保全地域等を増やす取組も追記してほしいというものでございました。いただいた御意見を踏まえまして、方針本文に伝統知等の知恵や技術を体験する機会の創出についての記述を追加いたしております。本文の43ページ、「戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進」、(2) エ、伝統知等を次世代につなげ、それらを生物多様性の保全に携わる多くの主体が積極的に活用していけるよう、地域の伝統的な知恵等をデジタル・アーカイブ化し、実際にそれら知恵や技術を体験していく機会の創出を進めていく旨を記載してございます。

続くスライドにもお示ししておりますが、方針へ賛同いただいた御意見や今後の参考となる御意見も寄せられております。そのうち、主なものとして5件を抜粋し、スライドにお示ししております。これらの御意見につきましては、今後、本方針を基に取組を進めていく際の参考とさせていただきたいと思っております。

なお、パブリックコメントにていただいた63件の全ての御意見とその対応については、参考資料「「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針について（中間のまとめ）」に対する意見公募の結果について」にお示ししてございます。御参照ください。

続きまして、本年2月10日開催予定の自然環境保全審議会本審にて御議論いただくための

答申素案について、御説明申し上げます。

資料2「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（答申素案）」を御覧ください。先ほど御説明を割愛させていただきました御意見も含め、パブリックコメントにて、都民の方からいただいた御意見は、庁内各局との調整結果を踏まえ、答申素案に反映してございます。こちらの答申素案について、本日、御確認いただき、その審議結果をもって審議会本審へ答申案として提示させていただく予定でございます。

説明を続けさせていただきます。最後の資料になりますが、資料3、野生生物の戦略的保全方針策定に関する今後の予定について、御説明申し上げます。

画面にて、本日17日の計画部会で御議論いただいた答申案の審議結果につきましては、2月に予定している自然環境保全審議会で御審議いただき、答申いただく予定でございます。その後、東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針として、今年度末までに公表を予定しており、公表に際して、本文の内容をA4で10ページ程度にまとめた冊子を普及版として同時に公開させていただきまして、取組を広めてまいりたいと思っております。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、御質問や御意見等がございましたら、Zoomの挙手機能を使用してお手を挙げていただければと思います。こちらから指名させていただきましたら、ミュートを解除して、発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 佐伯です。

取りまとめてくださって、どうもありがとうございました。

私からは、2点ほど、確認とお願いをしたいと思います。

まず、1つ目なのですが、この生態系に着目した保護を進めていくという考え方の一番分かりやすいものに、その種を単位とした保全で、これまで生物のレッドリストは非常に東京都も国もしっかりとつくってきたという経緯がありますが、それに加えて、重要な生態系も抽出して保護を積極的に進めていくというものがとても新しい部分ではないかと思うのです。先ほどの説明でこの保護上重要な生態系の抽出と保護・公開のスケジュールについて御説明があったかどうか、うまく聞き取れなかったのですが、この進め方について、もう一度、簡単に御説明をお願いしたいということです。それが、まずは1点目です。

私としては、それをしっかりと進めていくことが、パブリックコメントの中で多く出されていた、理念だけではなくて、しっかりと施策や実際に重要な生態系が守られるということにきちんとつながってほしいという気持ちに込める一つの実践的な施策になるのかなと思っています。

もう1点は、パブリックコメントへの回答が、全て公開される、もしくは、今、公開している、これから公開されるということによろしかったでしょうか。もし一個一個の質問に対して回答の公開をしていくというのであれば、もう少し丁寧に答えたほうがいいのかと思う部分もありました。例えば、今後の取組に活かしていきますという文章がたくさん出てくるのですけれども、もう一步踏み込んで、御指摘いただいたことを踏まえた形での具体的な回答に変えていける余地があれば、御検討いただけないかなと思った次第です。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、2点がございましたけれども、事務局から、いかがでしょうか。

○大野生物多様性戦略推進担当課長 それでは、佐伯委員からのお話ですが、まず、1点目の今後の生態系の抽出の考え方ですが、実際、来年度から、専門家の方々の意見を聞きながら、生物情報の分布、気候、土地利用などといった環境情報を重ね合わせて、現地調査、また、基礎調査、データ等の収集・分析、抽出基準、規模、評価項目など、来年から定めていまして検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○佐伯委員 それでは、来年度から実際にその作業に入られるということになりますかね。ここでいいものができるかどうかということがこの指針の真価が問われるようなところだと思いますので、ぜひうまくいくといいなと思っております。

○事務局（内山） そうしましたら、もう1点のご質問であるパブリックコメントへの回答については、私から、回答させていただきます。

こちらは、頂いたご意見への対応につきまして関係部局等と調整を重ねた結果、現時点で方針に反映できる内容と、今後の事業推進に向けて参考とさせていただく御意見とに分けさせていただきました。とはいえ、頂いた内容につきましては、関係する部局等にもしっかりとお伝えしておりますので、今後の事業推進において参考とさせていただきたいと、事務局としても考えております。

また、頂いたご意見及びその対応に関する資料の公開についてでございますが、お手元に配布させていただいた参考資料がパブリックコメントの公開資料として、都のホームページ

で、本日中には公開される予定となっておりますので、御了承いただければと思います。

○佐伯委員 分かりました。それについては承知しましたが、私たちは、大変貴重な御意見をたくさんいただいているなどということがあるので、これからの参考にさせていただくことが大事かと思えます。

もう1点、来年度から、重要な生態系の実際の抽出作業に入っていくということなのですが、どのようにするかは別にしても、できるだけその過程が、トップダウンではなくて、つまり、行政と専門家だけが決めて、「はい、これにしました」という形ではなくて、何かしらの形で、地域の方や保全に関わられている方との対話のような形、もしくは、その方々の意見をできるだけ酌み取って決めていけるような形にできたらいいのではないかと思います。それについては、また来年度以降の課題として、よろしく願いいたします。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんか。

今回、パブリックコメントも、63件でしたかね。そのうち、ポジティブなコメントも結構多くて、非常に関心の高さや期待もうかがえたのかなと思います。よろしいですかね。

それでは、今回、この部会での最後の議論になるわけですが、皆様から、諮問第486号は適当と御判断いただけたということかと思えますので、事務局案のとおり、答申案として次回の本審議会に報告したいと考えておりますけれども、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

須田委員、お願いいたします。

○須田委員 須田です。

このまま進めていただくことに全く異存はありませんが、今回の方針は、生態系からのアプローチという新しい視点からのものでもあるので、かなり注目されると思うのですよね。注目されるからには、それがきちんと実行されているのか、中に書かれていることがきちんと具体化されて実現されているのかということは非常に注目されると思いますので、その部分をきちんと進めていただけるように、十分に配慮の上で、この方針の下に東京都の自然環境や生物多様性の保全がより一層進められるようになればよいかなという、私の意見というか、感想です。よろしく願いいたします。

○一ノ瀬部会長 そういった意味では、年度を越えて、来年度に始まる検討会は非常に重要

になってくるということかと思えます。

須田委員、ありがとうございます。

ほかに、皆さん、よろしいですか。

それでは、諮問第486号について、適当と認め、事務局案のとおり、答申案として次回の本審議会に報告したいと思えます。

皆さん、本当に長い期間、これについての議論を活発にいただき、本当にどうもありがとうございます。

次に、本日のもう1つの審議事項となります。諮問第496号「国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について」の審議に入りたいと思えます。

初めに、事務局より公開可能部分の説明をいただき、次に、質疑・意見交換を行います。その時点で、傍聴用の映像・音声を中断して、非公開部分の説明、質疑・意見交換を行います。その後、再度、傍聴用の映像・音声を接続し、採決となります。非公開の部分と公開の部分で分けて少し議論させていただくことになります。

それでは、事務局から、資料の説明をお願いします。

○渡邊緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の渡邊です。

私から、御説明させていただきます。

今回の国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について、御説明させていただきます。本審議会で御議論いただくものは、資料5にあります保全地域の指定の可否と保全計画案の内容になります。

まず、資料5の主立った事項について、今、画面でも共有させていただいていますが、こちらで御説明させていただきます。

資料4の1ページ目、概要を御覧ください。まず、保全地域ですが、自然保護条例第17条に定められておりまして、その中で地域の環境特性等によって5区分に定められています。今回、指定を考えている保全地域の種別は、①にございますように、里山保全地域、名称は仮称ですが、「矢川おんだし里山保全地域」と考えてございます。所在地は、国立市矢川及び泉の一部になり、指定面積は、現在調整中の土地も含め、約13,000㎡を予定してございます。右上の位置図を御覧ください。指定予定地は、南武線矢川駅から徒歩で約10分、約1kmの距離、オレンジ色の点線で囲った部分です。周辺の保全地域としましては、昭和50年代に指定した左上辺りの矢川緑地保全地域、右下辺りの谷保の城山歴史環境保全地域がございませう。下の図は、指定予定地を拡大したものです。⑤の区域の概要と一緒に御覧ください。当

地域は、武蔵野台地における青柳段丘の南側に位置しておりまして、中央に位置する樹林地やその下辺りの耕作地、左側のママ下湧水から流れる河川等から構成され、今もなお里山の環境が残っている区域でございます。区域内の雑木林には、希少植物のキツネノカミソリや湧水由来の冷涼な流水環境に依存するホトケドジョウなど、希少な水生生物が生息している場所でございます。区域の中央部には矢川が南北に流れてございまして、青柳崖線直下の湧水路と府中用水に合流しており、樹林と耕作地と一体となることで美しい景観を形成している。なお、この辺りは昔から「矢川おんだし」と呼ばれてございまして、周辺住民に親しまれている場所となっております。⑥の指定理由ですが、当区域は、先ほどの説明のとおり、多様な自然環境を保有しており、希少な動植物が生息してございます。周辺の宅地開発が進んでいる中で、将来にわたり生物多様性の保全と里山環境を確保するために、今回、保全地域に指定したいと考えてございます。

次に、2ページを御覧ください。自然の保護と回復のための方針です。方針の策定に当たりましては、東京都が令和4年度に実施した自然環境調査を踏まえ、今年度に専門家の方からのヒアリングを実施し、整理しました。全体の方針としましては、多様な自然環境を有する当区域の生物多様性を保全するとともに、里山環境を確保することで、希少動植物等の生息・生育環境を維持・回復するための取組を実施したいと考えてございます。また、地域内は、左下の図にございますように、緑部分の樹林地、水色部分の水田雑草群落、黄土色の畑地など、多様な自然環境がございまして、各区分において、右の表のように、保全方針を考えてございます。主な内容になりますが、全区分共通で樹林地・耕作地・河川と一体的に保全するとともに、キツネノカミソリ、ホトケドジョウ、希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図っていききたいと考えてございます。また、当該区域はオオフサモやアメリカザリガニ等の外来種が確認されております。積極的な駆除と侵入防止に努めていききたいと考えてございます。続いて、樹林地では、シラカシ群落、コナラ群落等の保全・回復、水田雑草群落畑地では、引き続き農地として維持管理しまして、里山環境を保全・回復していききたいと考えてございます。また、水路では、流水環境に依存するナガエミクリ等の水草、ヤマサナエ等のトンボ類、ゲンジボタル、ホトケドジョウの魚類など、希少な水生動植物の生息・生育環境の保全・回復に努めていききたいと考えてございます。

その他、資料5の保全計画書、7ページを御覧ください。先ほどの保全方針を詳細に示してございます。こちらの主なポイントだけ、御説明させていただきます。こちらの右の欄になりますが、樹林環境では、2点目、樹林全体がシラカシ林に置き換わらないように、コナ

ラ・ケヤキ群落の積極的な保全を、3点目には、現状の管理方針を尊重しつつ、希少動植物の保全を念頭に置いた管理支援を、地権者の理解を得ながら、実施する。5点目には、枯損木は、鳥や昆虫類の利用を考慮して、安全性と景観に支障のない範囲で残置する旨を記載してございます。また、里山環境、流水環境の保全、回復として、農地では、現在も所有者様がりわいとして営農していることもございまして、現在の農薬等の使用状況をベースとして、御理解をいただきながら、農薬や草刈りのルール等も検討していきたいと考えてございます。

次に、3ページ目を御覧ください。植生と管理方針です。調査方法や方針の整理に当たっては、先ほど説明した方針と同様です。左下の図が、現存植生になります。凡例として、1がシイ・カシ二次林、2がコナラ群落、3がケヤキ群落、4が畑地、5が水田雑草、6が水路等となっております。なお、樹林地におきましては、植生図ということがありますので、そこを主としているものという形で群落を整理してございます。シイ・カシといいましても、一部ケヤキなどの種が入っている部分がございますので、あらかじめ御了承ください。将来的な目標植生につきましては、現状植生と同一としています。これに従いまして、右表のとおり、植生ごとに管理方針を整理してございます。シイ・カシ二次林は、基本的には手を加えず、遷移に委ねること、コナラ群落は、部分的・段階的に萌芽更新を実施、ケヤキ群落は、手を加えず、必要に応じて余分に伸びた枝類を除去する程度の管理にとどめることを考えてございます。また、共通しまして、林床のササ類や低木が繁茂し過ぎた場合は、生息する動植物の状況を併せながら、順応的な下刈り・間伐を実施していきたいと考えてございます。畑地、水田雑草群落では、先ほど御説明したとおり、現在もなりわいとして営農をしてございまして、その上で現在の環境が保たれてございます。こうした事情を踏まえながら、農薬等の使用について、現状維持を基本としつつ、極力控えるように協力を得るとともに、特にネオニコチノイド系の使用については留意するように協力を得たいと考えてございます。また、水田部分につきましては、将来的に耕作しなくなった場合でも、これまでと同様に水入れを行うなど、次の水路等の開放水域と同様に、水生生物の生息・生育環境を図っていききたいと考えてございます。

その他、資料5、保全計画書の10ページを御覧ください。こちらの10ページから13ページには、管理方針に加えて管理方法を詳細に示してございます。なお、右のA～Eに数字が入ってございますが、米印を御覧のとおり、主木や下草など、各区分に応じて管理方針を示したものでございます。主なポイントだけ、御説明させていただきます。樹林に共通して、管

理方法では、2点目に、希少種の生育が確認された場合は、必要に応じてマーキング等の配慮を実施する。

また、コナラの管理方針ですが、萌芽更新後の下刈りをしつつも、3点目の「ただし」以下の記載のとおり、林縁部の植生は、林床を湿潤に保つために、キツネノカミソリ等の希少種に影響がない程度に残すこととしてございます。

次に、12ページでございます。ケヤキ群落の管理方法の1点目には、特に斜面地に生育した高木は、強風等によって倒壊のおそれもございますので、数年に1回程度の頻度で強剪定の対策を検討する、2点目には、コナラ林に生えたシラカシ実生は、シラカシ林への置き換わりを抑制するために、基本的に除去することとさせていただきます。

6の水路等の開放水域では、管理方法として、希少種を含めた在来の水草が水面を覆うほど繁茂した場合には、水路清掃の際、根こそぎ取らないよう注意する等、記載してございます。

また、資料4に戻りまして、最後のページ、4ページを御覧ください。生物相ですが、調査方法は先ほどの植生の調査方法と同様です。調査結果ですが、まず、植物相としては、94科282種が記録され、このうち、注目種を下の表に記載してございます。絶命危惧ⅠB類のセキシウモ、絶命危惧Ⅱ類のキツネノカミソリ、エビネ、コギシギシなどが確認されています。右側の動物相では、哺乳類、鳥類、爬虫類等が確認されておりまして、注目種を下の表に記載してございます。絶滅危惧ⅠB類では、両生類のニホンアカガエル、魚類のホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類では、鳥類のモズ、カシラダカ、爬虫類のヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、魚類のアブラハヤ、底生動物のヤマサナエが確認されております。

資料4による説明は以上でございますが、その他、保全計画に示す事項については、お手数でございますが、資料のほうを御覧いただきながら御説明させていただきます。

まず、8ページ目を御覧ください。「3 自然の保護と回復のための規制に関する事項」です。保全地域の指定を受けますと、自然保護条例に基づいて、建築物の新築や改築等の規制、行為等を制限する旨を記載してございます。一方、「なお」以下になりますが、ボランティアの保全活動や維持管理において行われる間伐・下草刈りは規制の対象外とすることを記載してございます。

続いて、飛びますが、14ページを御覧ください。「5 施設に関する事項」では、農作業、環境学習など、保全活動で実施するに当たり、地域内に、トイレ、休憩場所の活動拠点施設、活動で使用する機材を収納する倉庫等の施設を必要に応じて設置するとさせていただきます。

ざいます。今後、保全活動の中で必要となる可能性がある施設としまして、あらかじめ記載してございます。「6 保全地域の活用その他の運営に関する事項」です。保全方針ほか、植生管理の実施など、保全事業を進めるに当たりまして、必要に応じて、地権者、自治体、ボランティアなどの関係機関で構成する協議の場を設ける旨を記載してございます。また、地権者等との話し合いになりますが、都民等と協働して、(1)に掲げる緑地保全活動、環境学習、(2)に掲げる耕作地の農業体験などの場所としての活用も検討していきたいと考えてございます。また、こうした保全活動の実施に当たりましては、(3)にあるように、ボランティアや企業など、多様な主体と連携して取組を実施したいと考えてございます。

説明は以上となりますが、指定に当たりましては、これまで地元の国立市とも連携しながら実施してございまして、里山保全地域の種別や「矢川おんだし里山保全地域」の名称をはじめ、本保全計画等につきましては、おおむね御理解いただいているところでございます。

また、指定予定地につきましては、現在、土地所有者との調整中の地域もあるため、状況によっては、若干面積の増減や地域の変更がある可能性がございます。何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、御質問や御意見等がございましたら、Zoomの挙手機能を使って手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

片岡委員、お願いします。

○片岡委員 片岡です。

もちろん今回の保全地域指定に反対するものではないのですが、今後のためというか、私も、今回、せっかくこういう場に立ち合わせていただいたことをきっかけに、気づいた疑問があります。まず、管理計画をこのように丁寧に策定していただいたのですが、順応的管理というものをそもそも踏まえると、このままの管理計画ですっとやり続けることはほぼなくて、恐らく5年ないし10年とかに1回は、モニタリングをして、計画の見直しや検討を行うことが普通の保全活動の一般的なスタイルかなと思うのですね。実際は、今、東京都で指定されている保全地域でも、一回指定してしまうと計画の見直しがなかなか行われていないことが実情です。そもそも自然保護条例の中の保全地域の指定に係る文言についても、もちろん、ネイチャーポジティブの考え方、たった今検討されたような保護上重要な生態系の保護に関する事などは、今後の保全地域の指定に関しても十分に計画の中に関わって

るような内容でもあります。そもそも、こういった管理計画を見直す、評価するみたいなことは、この先に考えていらっしゃるのか、そういうことは実際にどのようなシステムで行われるのか、御回答いただければと思いました。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、上條委員からも手が挙がっていますので、先に併せて御意見や質問をいただければと思います。

○上條委員

意見のほうですけれども、私は、島しょ担当でこれに加わって、たまたま国立市出身なので、ここを45年以上前から知っております。事前の聞き取りでも回答したのですが、シンプルにうれしいということとともに、それほど昔とめっちゃくちゃ景観は変わっておらず、昔からかなり狭いところだったにもかかわらず、45年持ちこたえていたということだと思います。本当にこの状況を何とか維持してほしいと強く願うところです。違ったところとしては、私が子供の頃、いた頃は、トウキョウダルマガエルがたくさん府中用水にいたのですが、調査結果を見ると、どうもいないと。ちなみに、滝乃川学園は、私が子供の頃は、入れない場所で、国立市の資料を見ると、あそこがすごくいい場所らしいということだけに分かっていたこととなります。そういうものが保全地域にされることは、地元として、非常にうれしく思います。

片岡委員の意見も聞いて思ったのですが、非常に保護区内の計画が細かく立てられていて、それはそれですばらしいことなのですが、例えば、ホトケドジョウとかを考えた場合、矢川沿いの流域といった青柳緑地がありますよね。元国立市民の立場からすると、緑地ですけれども、城山緑地とかがあって、そういう一帯との関係性みたいなものの保全計画を当然考えていらっしゃると思うのですが、力の入れ方として、あまりに局所的になり過ぎて全体が甘くなってしまうと、少し課題かなと思いました。その辺のことをどのように考えているか、教えていただけるとありがたいと思います。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、お2人から、コメントと御質問をいただいたところですが、事務局から、お願いします。

○渡邊緑環境課長 片岡委員からの御質問から御回答させていただければと思います。御質問をありがとうございました。

片岡委員の御指摘は、本当に現状としましては課題とは考えてございまして、現状を申し

上げますと、先ほどお話しいただいたとおり、ほかの保全地域につきまして、保全計画を見直しているケースはございません。大きく変えるところはないという大前提はあるのですが、そうはいつでも、実際、管理や保全方針の中で、時代、時の流れで、いろいろと変更しなければいけないところがございます。そこについては、我々のほうで、コーディネート事業というものがございまして、保全地域のモニタリングをして、専門家の御意見をいただきながら、適宜変えていくといったところを変更しているところがございます。先ほどの片岡委員からの御指摘としましては、そもそも保全地域の保全計画を見直す部分も考えたほうがいいのではないかとありますが、現状、そういった事業も踏まえながら、今後、検討していきたいと考えてございます。そういう形で、片岡委員への御回答になります。

○片岡委員 ありがとうございます。

保全地域に指定した後の管理のほうがずっと大事で長く続きますので、東京都として、その辺りできちんとフォローができるような施策や予算を取るために、今回の指定に当たってもしできる仕掛けがあるようでしたらと思って、言いました。回答いただき、ありがとうございました。

○渡邊緑環境課長 御意見をありがとうございます。

続いて、上條委員から御質問いただいた部分でございます。確かに、全体、近くに、城山を含めて、保全地域がございます。仮称ですが、こちらのおんだしの保全地域につきましては、これから管理に当たっても土地所有者様と調整しながら実施していく形になります。指定してからの形になりますが、部分的なものとの全体のバランスを持ちながら、それぞれ、土地所有者とも調整しながら、適切な形、状況によっては専門家の方にも入っていただきながら、保全等を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○上條委員 ありがとうございます。

計画書に、青柳緑地とかとの関係は明記されておりましたよね。

○渡邊緑環境課長 青柳崖線。はい。

○上條委員 そうですね。この辺りを実際の保全にも生かしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○渡邊緑環境課長 ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 続いて、須田委員、お願いします。

○須田委員 ありがとうございます。

私も今のお二方の意見は全くそのとおりで思っていて、まずは、あそこの場所、今回の指定地は、そんなに広い場所ではないですよ。でも、少しマクロに見ると、ほかの保全地域や各地の公園とか、いろいろな緑地があることによって、多分連担性によってあの場所が保たれているなど強く感じるわけですよ。所管は違いますけれども、そのような環境の連担性によって初めてその保全地域の中の質が保たれているような場所については、そういうところをきちんと配慮して、ほかの緑地の管理者についてもそういうお願いをすとか、協力を仰ぐとか、今後、そういうことを積極的に行っていくことが必要なのではないかなと思うのです。

もう1つ、順応的管理は、非常に大事なことで、過去はそれほど重視されていませんでしたが、今は保全を行う上では極めて大事なことだと位置づけられていることではあるのですが、割合最近になってその重要性が分かってきたために、恐らく、東京における自然の保護と回復に関する条例でしたか、あれとかには多分そういうエッセンスが十分にまだ含まれていないのかなという気がするのです。さっきの連担性についてもそうですけれども、少し前にあれは改定されたような気がするのですが、保全の在り方とかについて研究や実践活動を通じた知識とかが蓄積されてきているので、恐らく、条例自体に手を入れて、部分改正でいいと思うのですけれども、きちんと一番の上位の条例の中にそういうエッセンスを含めていかないと、今後、いろいろとそごが出てきてしまうのかなという気がします。そういうところも十分に御検討いただくとありがたいかなと思います。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

非常に重要な御意見かと思えます。

事務局、いかがでしょうか。

○渡邊緑環境課長 私から、御回答させていただきます。

須田委員、御意見、御質問をありがとうございました。

連担性に注目した対応は非常に重要なところでございます。見直しとか、その辺については、今後、宿題として認識させていただければと思います。

また、それぞれ、おっしゃるとおりでございまして、城山の保全地域や国立市が管理している緑地等々、そこら辺とうまくつなげていくことも必要かと思っています。日頃から、国立市の地元の自治体とは調整してございまして、そういったところも含めながら、今後、保全について取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○須田委員 承知しました。

ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、中島委員、お願いします。

○中島委員

保全地域の指定が、少し言葉を変えて考えたときに、新しいタイプの公共施設みたいなものになり得るのではないかと考えているのですね。保全をする立場から、いろいろなことが必要、あるいは、いろいろな事業をやっていかなければいけないという側面はもちろん大事だと思うのですが、地域の人たちが、せっかくその場所に残っている貴重な自然を楽しみたいとか、そこで勉強をしたいとか、そういうニーズも少なからずあるように思うのです。詳しい人でなくても、本当に一般の住む人たちでも参加できるような取組が重要になるのではないかなと、それでこそこの保全地域が生きるような気がしますので、ぜひそういったことに取り組んでいただければと思います。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○渡邊緑環境課長 中島委員、御意見をありがとうございます。

まさしくおっしゃるとおりで、まだこれからになりますが、指定後、ほかの保全地域でやっているような自然観察やボランティア活動、地域住民を含めて、保全地域を守っていく・魅力を発信していくといった取組を、今後、どんどん検討を考えてございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 この案について、先ほどの順応的管理というお話や地域の方々との協働というお話が出ていて、すごくいい案だなと思ってお伺いしていました。私は、その順応的管理のことを考えていたり、保全計画の見直しを考えたりするときに、できれば、いい方向に計画が変わっていくといいのかなと思いました。先ほど、昔はトウキョウダルマガエルがいたと、上條委員らしい大変貴重な情報とかをいただきました。現時点での計画書だと、この場所はこれだけすばらしいので保全地域にふさわしいという書き方がなされていますけれども、これから地域が指定されていろいろな必要な管理を行っていく上で、もっとよくなっていくことが前提になるような形での地域指定、順応的管理をしていけるといいのではないかなと

思います。私も最近聞いた言葉なのですが、環境影響評価とかを行うときに、普通は開発事業が行われてどんどん生物多様性がなくなっていくネガティブなインパクトをどれだけ減らすかという形での環境影響評価という捉え方がされがちなのですが、これからの時代は、ネイチャーポジティブ環境影響評価という形で、要は、ミティゲーションとか、むしろこれまでよりも積極的な自然の保護を開発事業のインパクトよりももっと行って、実際には開発が行われる前よりももっといい自然にしていくという考え方もできるということをお話されていた人がいます。開発事業に関わるミティゲーションであってもそんな考え方ができるのであれば、このように既にすばらしい場所であって、保全地域にもなるわけですから、いろいろな取組次第で、今はなかったけれども、もっと豊かな自然にしていけるというポテンシャルもきっとあるように思うのです。それは、この地域に詳しい方々、須田委員、上條委員、いろいろな専門家の方、地域の方の御意見なども伺いながら、私としては、現状維持ではなくて、もっともっとよくしていける、もっともっと地域の人に愛されるような形での計画、見直し、順応的管理につなげていけたらいいのではないかと思います。

望むところは、先ほど片岡さんのコメントにあったように、こういった一個一個の、「小さな」と言っても変ですけども、実践的な取組が野生生物の保護の施策方針や生態系のレッドリストとかの事務の方針との整合性が取られて、それにもマッチする形で、その実践という形で、位置づけられていくと、すばらしいと思います。

中島委員も言われていたようなことなのですけども、これは本当に自由な形での発言になってしまって申し訳ないのですが、例えば、地域の学校の方とか、そういったところと連携がどんどん取れていくのであれば、新たな形での環境教育実践とか、それこそ踏み込んだ形での利用、地域の方との協働につなげていけたらいいのかなとも思っています。もしこれまでに指定された保全地域の中で既にそのような優良な取組とかがなされているような事例があれば、積極的に検討いただいて、ぜひこのすばらしい場所をよりよい形で保全・活用されていければと思います。

長くなりました。よろしくお願いします。

○一ノ瀬部会長 それでは、事務局から、お願いします。

○渡邊緑環境課長 佐伯委員、御質問、御意見をありがとうございました。

まさしくおっしゃるとおりでございます。保全するだけではなくて、今後、回復するという上で、先ほどお示した自然環境調査をベースにしながら、今後、どのような形になっていくかというところ、佐伯委員ほか、地域の方の御意見をいただきながら、アドバイスを

いただいて、回復を図っていききたいと、そういった取組もしていききたいと思っております。

最後のほうにお話がありました、地域周辺、学校との連携は、まさしくこれから特に取り組んでいかなければいけない部分だと思っております。ほかの保全地域の部分は、全部ではないのですが、地域限定の体験プログラム、物によっては小・中・高限定のプログラムといった取組を進め始めてございます。実施に当たりましては、所有者様や周辺の御協力が必要となりますので、指定後にいろいろとその辺と話し合いをしながら取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、須田委員、お願いします。

○須田委員 今、佐伯委員から、私の前からのこうなったらいいなということが出てしまいましたので、直接、国立に関わることではないのですけれども、少しお話しさせていただければと思います。

現在の保全地域の条例はよい場所を保全していこうという基本的なスタンスで書かれていると思うのですけれども、今、佐伯委員がおっしゃったように、これからは、そのいい場所を守るだけではなくて、そのいい場所をよりよくするために、劣化・消失が進んだ場所をいかに再生していくか、創出していくかということも非常に重要になってくると思うのですよね。東京都のように結構開発が進行してしまったところは、もはや守るべきところは相対的に減ってきていて、そこを守ったからといって、絶海の孤島みたいな形になってしまった場合に、狭いから、だんだんじり貧になってくるわけです。そのために、それをきちんと知って、保全の質をより高めていくためには、例えば、周りの失われた場所が取得できれば、そこで創出事業や再生事業を行って、保全地域のコアの部分の質を高めていく、そういう部分をバッファとして機能させるということがとても重要になってくるのですね。恐らく今の条例の中にはそういうエッセンスが全く含まれていないので、そこを私は一番条例の部分改正ではお願いしたいかなということを考えていて、今、ちょうどそのお話が出ましたので、ついでにお話しさせていただきました。

以上です。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

事務局から、いかがでしょうか。

○渡邊緑環境課長 須田委員、御意見をありがとうございます。

まさしく、そういったところは、須田委員からいただいた御意見を基に、今後、施策等の参考にさせていただければと思います。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 須田委員、フォローをありがとうございます。私も、そのように思います。

また夢のある話ばかり広げてしまって申し訳ないのですが、重要な生態系の抽出や保全は、進めるプロセスがこれから方針として始まりますけれども、恐らく、その少し先に、生物多様性オフセットというものをこの開発圧の非常に高い東京で真剣に考えていく時代になっていくのかなとも私は思っています。先ほど、周辺の緑地とのネットワークを考えていく必要があるという意見が出て、私も全くそのとおりでと思うのですが、こうした既に守られているところの周辺で非常に開発がなされている、もしくは、その周りの影響がとても強いというところが、生物多様性オフセットの候補地のような形で、東京都のほうでいろいろと把握をしていって、今後は、どうしても道路や住宅地で開発をしなくてはいけないという場所が出てきてしまったときに、その代わりに、よりよい生物多様性になるようなことをどこかでするということを義務づけていって、その候補地として、こうした場所の周辺のネットワークに寄与してもらうとか、そんな施策もこれからどんどん進めていけるといいのではないかと思います。これは、あくまでも私の今後の希望という形で、コメントをさせていただきます。

ありがとうございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

事務局から、何か御返答があれば。

○渡邊緑環境課長 佐伯委員、本当に貴重な御意見をありがとうございました。

いただいた意見を今後の施策の参考にさせていただければと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○一ノ瀬部会長 それでは、片岡委員、お願いします。

○片岡委員 佐伯委員から今後のという話があったので、私も、今後のということで、今回の件と直接ではないのですが、こういった保全地域の指定そのものが30by30の数値に直結するものだと思いますので、一応都としての目標が東京グリーンビズの中で2050年度までに1,000haとかとあるのですが、今後と考えたときには、2030年までにとにかくスピーディーにどんどん地域指定をしていただいて、30by30にどれだけ貢献できたかというか、どれだけの

数字を出せるか、東京都としてきちんとアピールもできるかと思いますので、今後の保全地域指定に関しても、なるべく遅滞なく、もちろんスピードアップをして、取り組んでいただければと思います。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

もし事務局から御回答があれば。

○渡邊緑環境課長 片岡委員、御意見、心強い後押し、ありがとうございました。

おっしゃるとおりで、2030年まで、我々のほうとしても、指定をより進めていきたいという形では思っています。もちろん、指定に当たりましては、土地所有者の関係とかがございますので、いろいろと課題はございますが、御意見をいただきながら、着実に進めていきたいと考えてございます。

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、非公開資料の部分もありますので、一旦先に進めさせていただこうと思います。

最初に御案内があったとおりですけれども、非公開資料がございますので、この後の審議は、東京都情報公開条例第7条の規定により、傍聴者の方は傍聴することができませんので、事務局は傍聴用の映像・音声を中断してください。非公開資料の審議については、おおむね15分程度と考えております。現在、10分ですので、25分ぐらいですかね。改めて15分後程度に、再度傍聴が可能となります。ただ、議論によっては、若干時間が前後する可能性がありますので、非公開資料の審議が終了次第、映像・音声を再度接続とさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局、お願いします。

(傍聴者退室)

(非公開資料説明、質疑略)

(傍聴者入室)

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、たくさんの御意見、今回、こういった保全計画の指定が随分久しぶりということもあって、今のところ、いただいた御意見は、大体出てきている事務局案の中身の修正というよりは、ネイチャーポジティブ、順応的管理、あるいは、ただいまも少し議論がありましたけれども、戦略的保全をどうやって行っていくのかといった、少し高い視点からの御意見をいただけたかなと思っております。そういった意味では、特に答申案について修

正等の案をいただいているわけではないのですけれども、改めて確認ですけれども、その点はいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、諮問第496号を適当と認め、事務局案のとおり、答申案として、次回の本審議会に報告したいということですから、お認めいただけるでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議ありません」と声あり)

○一ノ瀬部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、たくさんいただいた御議論は非常に重要なポイントだと思いますので、また引き続き、そちらについては、今後、来年度以降、事務局には御検討いただければと思います。

今回の諮問第496号については、適当と認め、事務局案のとおり、答申案として、次回の本審議会に報告したいと思います。

そうしましたら、本日の2つの審議は以上で終了となります。

第4回計画部会は、以上で閉会したいと思います。